

第56号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

中間市道において発生した事故に係る損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日提出

中間市長 福田 浩

記

1 和解の相手方

北九州市在住 女性 51歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和6年11月3日(日)午前10時30分頃

(2) 事故の発生場所

中間市蓮花寺二丁目13番8号付近

(3) 事故の内容

相手方車両が中間市道御館・通谷線の交差点を左折中に、舗装の損傷により生じた穴に左前輪が落ち込み、当該箇所のホイール及びホイールカバーを損傷した。

3 損害賠償の額

7,712円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。